

神田喜一郎『日本書紀古訓攷証』初版・改訂版の研究

福田 武 史

一 はじめに

神田喜一郎（一八九七年～一九八四年）の『日本書紀古訓攷証』（以下、「本書」とも称す）は、『日本書紀』寛文九年版本に付された傍訓、いわゆる「古訓」がいかに『日本書紀』理解に資するかを、その二九例の検証を通じて明らかにした研究史上画期的な業績である。その指摘のほとんどは現在では通説として受け入れられているものであり、その後の同様の試みの基礎となったことで知られる。本書によって「古訓の漢土訓詁学上より見て極めて正確なること」（本書「後語」。初版一〇一頁、改訂版九三頁）^{〔1〕}が明らかになった意義は極めて大きい。

本書は、初版（養徳社、一九四九年）、改訂版（私家版、一九七四年）、神田喜一郎全集版（『神田喜一郎全集第二卷』、同朋舎出版、一九八三年）と、三度刊行された。改訂版は初版に対して「その後の研究によりて新たに改訂補訂を加へ」たもので（改訂版凡例）、全集にもこの改訂版が再録されたため、これが本書の定稿として広く

利用されている。実際、初版と改訂版を比較すると、第二四条「為当欲留此間。為当欲向本郷」における大幅な加筆訂正をはじめ、幅広く修正が施されており、現在では初版が顧みられないのも由なしとしない。しかし、その成果の上澄みを唯々として受け取るだけでなく、初版から改訂版にかけての神田の研究と思索の跡を改めてたどるところが、後学の我々が『日本書紀』訓詁学の方法論を学ぶために重要なことではないだろうか。

本論では、寛文九年版本の「古訓」以外の『日本書紀』古写本等の傍訓の参照、および、引用文献の増補という、改訂版における二点の増補加筆に特に注目して比較をおこない、『日本書紀』研究にどのように活かせるのか確かめていくこととする。

二 「古訓」以外の訓

『日本書紀』の「古訓」とは、本来、流布本であった寛文九年版本に付された傍訓を指すチームである。初版では一部を除いて寛文九年版本のみを参照しているように見えるが、改訂版ではそれ以外の、平安時代以降に書写された『日本書紀』諸本に見られる傍訓だけでなく、『日本書紀』より本文と訓を抽出した和訓集である『日本書紀私記』⁽³⁾をも幅広くとりあげていることが注目される。以下の表で、諸本の訓のありようを説く箇所に見られる初版と改訂版との間の異同を示す。

表一⁽³⁾

	初版	改訂版
一	嬰の字、古訓に「ウナケル」とあり。(八頁)	嬰の字、古訓に「ウナケル」とあり。卜部兼方本、同兼夏本並びに同じ。(七頁)
二	緑の字、古訓に「ノホル」とあり。(一〇頁)	緑の字、古訓に「ノホル」とあり。神代紀の古訓は、前後両条ともに兼方本・兼夏本、並びにこれに同じく、後条、図書寮本同じ。雄略紀の古訓は、前条、前田本・図書寮本右訓、並びに同じく、後条、図書寮本左訓、これに同じ。(九頁)
三	確如の二字、古訓に「カタクツヨシ」とあり。(一二頁)	確如の二字、古訓に「カタクツヨシ」とあり。熱田本これに同じ。水戸本日本紀私記(丙本)には「加太久豆与之」とあり。(一一頁)
四	属の字、いづれも古訓に「アヒ」とあり。(二四頁)	属の字、いづれも古訓に「アヒ」とあり。熱田本これに同じ。(二二頁)
五	鐘の字、古訓に「アタレリ」・「アタリタマヘリ」などあり。(二〇頁)	鐘の字、両条とも古訓に「アタレリ」とあり、後条にはまた「アタリタマヘリ」の左訓あり。神武天皇即位前紀の古訓は熱田本これに同じく、水戸本日本紀私記には「安太礼里」とあり。継体天皇紀は、前田本・図書寮本、いづれもヲコト点にて「リ」と記したれば、おそらくは「アタリ」と訓じたるならむ。(一七―一八頁)
六	光宅の二字、古訓に「ミチヲリ」とあり。(二九頁)	光宅の二字、古訓に「ミチヲリ」とあり。熱田本これに同じ。水戸本日本紀私記には「美知乎利」とあり。(二五頁)
七	勒の字、いづれも古訓に「トトノヘ」とあり。(三二頁)	勒の字、いづれも古訓に「トトノヘ」とあり。神武即位前紀の古訓は二条ともに熱田本これに同じく、前条、北野本また同じ。斉明紀は北野本これおなじ。(二七頁)
八	登の字、古訓に「スナハチ」とあり。(三三頁)	登の字、古訓に「スナハチ」とあり。北野本、これに同じく、熱田本の左訓また「即」の字を注したり。(二九頁)
九	梗の字、古訓に「コハシ」・「アレタリ」とあり。(三九頁)	梗の字、古訓、右傍に「アレタリ」、左傍に「コハシ」とあり。北野本これに同じく、熱田本には「アタレリ」とあれど、「アレタリ」の誤なるべし。(三四頁)
一〇	逸民の二字、古訓に「カクルタミ」とあり。(四一頁)	逸民の二字、古訓に「カクルタミ」とあり。熱田本、これに同じく、北野本には「カクル、オラムタカラ」とあり。(三六頁)

<p>二〇 烽候の二字、古訓に「トフヒ」とあり。また邸閣の二字、古訓に「ヤ」とあり。(六〇頁)</p>	<p>烽候の二字、古訓に「トフヒ」とあり。前田本・図書寮本並びに同じ。また邸閣の二字、古訓に「ヤ」とあり。前田本・図書寮本並びに「舎也」と注せり。(五三頁)</p>
<p>二二 書信の字、古訓に「フミツカヒ」とあり、また国信物の三字、古訓に「クニツカヒモノ」とあり、いづれも信の字を「ツカヒ」といへり。(六二頁)</p>	<p>書信の字、古訓に「フミツカヒ」とあり、また国信物の三字、上の国信の二字を訓して「クニツカヒノ」といへり、いづれも信の字を「ツカヒ」と訓じたり。推古紀の古訓、図書寮本・北野本並びに同じ。(五四頁)</p>
<p>二二 同船の二字、欽明・皇極の兩紀ともに古訓に「ハシフネ」とあり。然るに欽明紀には別に左傍に「モロキフネ」との古訓を存し、皇極紀にもまた「母盧紀舟」との訓注見えたれば、古くは「モロキフネ」とも訓まれしを知るなり。(六四頁)</p>	<p>同船の二字、欽明・皇極の兩紀ともに古訓に「ハシフネ」とあり。然るに欽明紀には別に左傍に「モロキフネ」との古訓を存し、皇極紀にもまた「母盧紀舟」との訓注見えたれば、古くは「モロキフネ」とも訓まれしを知るなり。(中略) 因に釈日本紀の秘訓の条には、欽明紀の「同船」に対し、右傍に「モロキフネ」、左傍に「ハシフネ」の訓を附し、書紀の古訓と左右を異にせり。また皇極紀の「同船」には、岩崎本・図書寮本並びに「母盧紀舟」の訓注あるにも拘はらず、「ハシフネ」と訓じたるのみにして、「モロキフネ」の傍訓なし。恐らくは「モロキフネ」の語の夙より何の義たるや解し難かりしに因るものならむ。(五六頁)</p>
<p>二三 属の字、古訓に「ハケミテ」とあり。按ずるに、この属の字は谷川氏の通証・河村氏の集解にいづれも属の字の誤と為したるが、近年国史大系本には、更に北野本・水戸本等の古鈔本に属の字に作れる由を注し、直に本文の属の字を改めて属の字に作りたり。(六七頁)</p>	<p>属の字、古訓に「テ」の送仮名を附したり。按ずるに、この属の字は谷川氏の通証・河村氏の集解にいづれも属の字の誤と為したるが、北野本・内閣本等の古鈔本にも属の字に作りたれば、蓋し元来は属の字にして、古訓は「ハケミテ」と訓ませたるものと思はる。(五九頁)</p>
<p>二四 為当の二字、古訓に「ハタ」とあり。(七〇頁)</p>	<p>為当の二字、古訓に上句には「モシ」、下句には「ハタ」とあり。釈日本紀の秘訓、これに同じ。(六一頁)</p>

<p>二五 乍の字、前者には古訓に「マタ」、後者には「アルトキハ」とあり。(七四頁)</p>	<p>乍の字、前条には古訓、右傍に「マタ」、左傍に「アルキハ」とあり。後条には「アルトキハ」とあり。推古紀の古訓、図書寮本これと同じく、北野本は右訓に同じ。岩崎本には「又」と注したり。猶ほ岩崎本には室町時代に附せられし「アルキハ」の訓あり。持統紀の古訓は、北野本これに同じ。(七〇頁)</p>
<p>二六 靡盪の二字、古訓に「イトマナシ」とあり。(八五頁)</p>	<p>靡盪の二字、古訓に「イトマナシ」とあり。岩崎本・北野本・図書寮本並びに同じ。(八〇頁)</p>
<p>二七 拳の字、古訓に「オコナヘ」とあり。尤も寛文刊本には「マヘナヘ」「マツリゴツベシ」との訓を附し、更に私記の訓として「ヲコナヘ」と記したるが、宮内省図書寮尊蔵の古鈔本を検するに、唯「オコナヘ」とのみありて、その他に別訓なければ、元來拳の字には「オコナヘ」の一訓ありしみにして、寛文刊本に「マヘナヘ」とあるは「オコナヘ」とあるは「オコナヘ」の譌に相違なかるべしと考へらる。岩崎文庫所蔵の古鈔本には稍々後人の筆と想はるる書体にて「おコナヘ」とあるが、是れまた「オコナヘ」の譌なること殆ど疑なく、かかる一本の存在するより見れば、本書の展転逐写を経る間に、字形を誤り、遂に寛文刊本の如く「マヘナヘ」に作るに至りしこと、粗々想像するに難からず。もしそれ寛文刊本の「マツリゴツベシ」の訓に至りては、固り孝徳紀大化元年の条の治字の古訓にも見ゆる古語にはあれど、恐らく「オコナヘ」を「マヘナヘ」と譌せし後、何人かがその意を解する能はずして妄に附せしものなるべし。宮内省図書寮本にも岩崎文庫本にも之なきは、その証拠にあらずや。(八九〜九〇頁)</p>	<p>拳の字、古訓、右傍に「マエナヘ」、左傍に「マツリコツベシ」とあり、更に左傍には別に私記を引きて「ヲコナヘ」の訓を附したり。然るに図書寮本には唯だ「オコナヘ」の一訓あるのみにして、他に別訓なく、岩崎本には稍々後人の筆と覚しき書体にて「おコナヘ」としるし、これ亦た他に別訓なし。以上の諸例を參稽すれば、古訓が私記を引きて載せたる「ヲコナヘ」は「オコナヘ」の仮名を誤りしものなること顯然疑無かるべし。また「マエナヘ」の訓は、北野本これを載せたれど、何の意なるやその語義明瞭ならず。また「マツリコツベシ」といふは、宇津保物語・大鏡等にも見ゆる古語にはあれど、独り寛文本の左訓にあるのみにして、古來相伝の古訓とは覺えず。綜して之を考ふるに、拳の字に対する古來相伝の古訓は「ヲコナヘ」にして、その私記に出づるといふも、それを証すべき有力なる憑拠に非ずとせむや。然るに本書の展転逐写せらるる間に、「ヲコナヘ」の「ヲ」の字形を誤りて、遂に北野本に見るが如き「マエナヘ」の訓を生じ、寛文本之を踏襲するに至りしものと考へらるるなり。而して「マツリゴツベシ」の訓に至りては、「マエナヘ」の訓を生じたる後、何人かがその語義の通ぜざるに由りて、妄りに之を附せしものと想はる。この訓の図書寮本にも岩崎本にも見えざる所以なるべし。(八三頁)</p>

二八	別風の二字、古訓に「ヨモノカセ」とあり。 (九二頁)	別風の二字、古訓に「ヨモノカセ」とあり。北野本、別の字に「ヨモノ」と附訓したれば、また同じく「ヨモノカセ」と訓ませたること疑なし。(八六頁)
二九	山椒の二字、古訓に「ヤマノスエ」とあり。 (九五頁)	山椒の二字、古訓に「ヤマノスエ」とあり。(八八頁)

初版でも第二七条（推古十二年「従衆同挙」）のように寛文版本以外の古写本の訓を参照するケースはあるが、改訂版では前田本・図書寮本・熱田本・北野本・岩崎本等の訓が全面的に援用されている。実際問題として、初版刊行以前に神田がこれらの古写本を実見することは困難だったと推測される。たとえば、北野本は一九四〇年から一九四三年にかけて貴重図書複製会より影印本が刊行されたが、稀覯書であったために神田は利用し得なかつた可能性がある。第二三条にあるように、北野本での文字の異同を国史大系『日本書紀』（一八九七年）の注記によって確認していることがその証左となる。

しかし、初版から改訂版にかけてそのような制約から解放されたということとは別に、多くの古写本を参照する必要性を実感する最大の契機となったのは第二七条において古訓と図書寮本・岩崎本の訓を比較したことだったのではないか。この検討を通じて、古訓のなかでも由緒が確かなものとそうでないものを区別できること、また、古訓の疑問点を解消できることに神田は気づいたのである。

前者に関していえば、改訂版における「〇〇本これに同じ」「〇〇本・〇〇本並びに同じ」という、一見すると冗漫な記述の意義もこれで了解できる。つまり、これは「蓋し寛文刊本に見ゆる傍訓も、大体に於ては古来相伝の旧訓に依拠せるものと見て大過なかるべく」（初版六頁、改訂版四頁）と述べたことの確信を得るための作業であった。その点で見逃せないのは、細かいことであるが、序説の後文に初版では、

ここに列挙する所凡て二十九条、固り余が管窺の一得に過ぎず。然れども、書紀の古訓が如何に貴重なるものなりや、或いはまた以て之を概するに足るべきなり。(初版七頁)

と、古訓が単に「貴重」だと述べていたものが、改訂版では前掲「後語」の結論を先取りするかたちで、

ここにその中より二十九条を選びて列挙す。固り管窺の一得に過ぎずと雖、書紀の古訓がいかに淵源の遠くして、漢土訓詁学上より見るも極めて正確にして、且つ貴重なるものなりや、或いはまた以て之を概するに足らむか。(改訂版五頁)^(五)

と強調することである。初版刊行から二十年以上を経た改訂版での神田の確信の強さがあらわれているといえよう(「漢土訓詁学上より見るも極めて正確にして」については後述)。

そして、『日本書紀古訓攷証』を引き継ぐ我々の『日本書紀』研究にとって必要なのは、まさに後者の視点である。まずは一例を挙げよう。顕宗即位前紀、

十二月、百官大会。皇太子億計、取^二天皇之璽^一、置^二之天皇之坐^一。再拜從^二諸臣之位^一曰、此天皇之位、有功者可^二以^一處^二之^一。^(六)

この「再拜從^二諸臣之位^一」の「從」字には「ツイタテ」という古訓が付される。このままでは理解しがたいが、兼

右本に「ツイタマ」、さらに内閣文庫本に「ツイタマテ」「マ」は「タ」と「テ」の間に傍記とあることから、本来「ツイタマ(ヒ)テ」とよむべきもののようで、「着き」のイ音便「着い」に尊敬語「賜ひて」を添えたものだと認めて良い。

もう一例。景行紀十八年四月条の「時、召^ニ山部阿弭古之祖小左、令^レ進^ニ冷水^一」の「冷水」の古訓(右傍)は「サムキミモサヲ」とする。この語義不詳「ミモサ」は『日本書紀私記』(丙本)に「美毛比」、兼右本および穂久迹文庫本に「ミモヒ」とあるのが正しく、「もひ」(飲料水)に美称「御」が付されたものだということが知られる。古訓の語形についていえば、片仮名「サ」の古体に「ヒ」に似た形ものがあり、片仮名を読み誤った結果生じた誤刻であるかもしれない。

古訓の正確な理解や寛文版本における誤刻の訂正が可能だという点において古写本の訓の利用価値は高いといえる。その一方で、本文批評の観点からは注意を要する点もある。特に、改訂版で神田も活用した北野本は巻によって写本の系統が異なる取り合わせ本であり、⁽⁴⁾卜部家の家学と密接にかかわる寛文版本の古訓と考え合わせる際には慎重な扱いが求められよう。

三 引用文献の増補

古訓と漢語の語義が正しく対応することを示すために、神田は諸書を博搜して数多くの例証を挙げており、改訂版はその実例の増補に努めている。利用されている文献は二つのグループに大別できる。一つは、『日本書紀』成立当時に列島人が利用し得た漢籍の用例を列挙するものであり、「諸引^レ文証、皆拳^レ先以明^レ後」(『文選』卷一、

表二^(九)

	初版	改訂版
一	荀子(楊標注)・文選(李善注)・經典釈文・釈名・説文繫伝・ 説文解字	荀子(楊標注)・文選(李善注)・經典釈文・釈名・説文繫伝・ 万葉集・説文解字
二	原本系玉篇・色葉字類抄・字鏡集・孟子(趙岐注)・西大寺 本金光明最勝王経・清・焦循 孟子正義・漢書(顔師古注)・ 説文解字・荀子(楊標注)	原本系玉篇・清・王念孫 讀書雜志・色葉字類抄・字鏡集・ 孟子(趙岐注)・西大寺本金光明最勝王経・孟子正義・漢書(顔 師古注)・説文解字・荀子(楊標注)・抱朴子
三	(玄応)一切経音義・(慧琳)一切経音義・(王念孫)広雅疏証	(玄応)一切経音義・(慧琳)一切経音義・広雅疏証
四	孟子(趙岐注)・春秋左氏伝(杜預注)・国語(韋昭注)・ 呂氏春秋(高誘注)・穆天子伝(郭璞注)・広雅疏証・広韻・ 宋書・南齊書・文館詞林・陳書・芸文類聚・北魏書・北齊書・ 文苑英華・隋書・全唐文・統高僧伝・(清)劉淇 助字弁略	孟子(趙岐注)・春秋左氏伝(杜預注)・国語(韋昭注)・呂 氏春秋(高誘注)・穆天子伝(郭璞注)・広雅疏証・広韻・ 宋書・南齊書・文館詞林・陳書・芸文類聚・北魏書・北齊書・ 文苑英華・隋書・金石萃編・統高僧伝・助字弁略

両都賦の序の李善注)という態度だといえる。^(八)そして、もう一つは、王念孫や郝懿行といった、主に清朝の古典学者(考証学者)による古代漢語研究の成果を挙げるものであり、唐代以前の古注が必ずしも明確にしなかった訓詁を闡明する一助として利用したものであった。

改訂版における修訂・増補のありようを以下の表に示したが、例文はすべて省略し、文献名のみを記す。なお、批判の対象としてとりあげられている文献も表には含める。引用文献および用例の増補が見られるのは、第一・二・四(九・二六・一八・一九・二三)二七の計十六条ということになる。

<p>五 芸文類聚・古文苑・文選(李善注・五臣注)・宋書・文館詞林・陳書・北齊書・文苑英華・晉書・梁書・隋書・全唐文・拓本(皇甫君碑)・金石萃編・宋高僧傳・(觀智院本)唐大和上東征伝・続本朝往生伝・北魏書・旧唐書・古事記伝・拓本(孔子廟堂碑)・広韻(寛文刊本)帝範・性靈集・性靈集便蒙・国語(韋昭注)・春秋左氏伝(杜預注)・(玄応)一切経音義(清・桂馥)札樸・説文通訓定声(清・黄生)字詁</p>	<p>芸文類聚・古文苑・文選(李善注・五臣注)・宋書・南齊書・陳書・北齊書・文苑英華・北魏書・晉書・梁書・隋書・唐大詔令集・金石萃編・続高僧傳・宋高僧傳・(觀智院本)唐大和上東征伝・続本朝往生伝・北魏書・旧唐書・古事記伝・拓本(孔子廟堂碑)・広韻(寛文刊本)帝範・性靈集・性靈集便蒙・国語(韋昭注)・春秋左氏伝(杜預注)・(玄応)一切経音義・札樸・説文通訓定声・字詁</p>
<p>六 尚書(孔安国伝・正義・毛詩正義所引鄭玄注)</p>	<p>尚書(孔安国伝・正義・毛詩正義所引鄭玄注)・(清・戴震)戴東原集</p>
<p>七 後漢書(李賢注)・説文解字・穆天子伝(郭璞注)・広雅疏証・(清・陳奐)毛詩伝疏・史記</p>	<p>後漢書(李賢注)・説文解字・穆天子伝(郭璞注)・(清・朱駿声)説文通訓定声(清・雷凌)説文外編・広雅疏証・毛詩伝疏・史記</p>
<p>八 (小島成齋)酣中清話・毛詩(鄭箋)・助字弁略(清・錢大昕)恒言録・類聚名物考・抱朴子・宋書・四十二章経(玄)・広弘明集・続高僧傳・宋高僧傳・明・方以智通雅・春秋公羊伝(何休注)・(清・郝懿行)証俗文(清・況周頤)蕙風修隨筆・集異記(伊藤東涯)秉燭譚(松岡静雄)日本古語大辞典訓詁篇</p>	<p>酣中清話・毛詩(鄭玄箋)・助字弁略・恒言録・類聚名物考・抱朴子・宋書(清・趙翼)陔余叢考(大典)文語解・出三藏記集・広弘明集・続高僧傳・宋高僧傳・通雅・春秋公羊伝(何休注)・証俗文・蕙風修隨筆・集異記・秉燭譚・日本古語大辞典訓詁篇</p>
<p>九 毛詩(毛伝)・方言・広雅(郝懿行)爾雅義疏・古今韻会举要</p>	<p>毛詩(毛伝)・方言・広雅・爾雅義疏・古今韻会举要・常陸国風土記</p>
<p>一〇 漢書(顔師古注)・論語(何晏集解)</p>	<p>漢書(顔師古注)・論語(何晏集解)</p>
<p>一一 (清・段玉裁)説文解字注(岡井慎吾)柿堂存稿</p>	<p>説文解字注・柿堂存稿</p>

一一	色葉字類抄・新撰字鏡・類聚名義抄・字鏡集・(慶安刊本)遊仙窟・康熙字典・文選(李善注・薛綜注)・說文通訓定声・說文解字注・(清・薛伝均)文選古字通疏証・漢書(顏師古注)・(慧琳)一切経音義・(狩谷掖斎)箋注倭名類聚抄・(清・蔣清翊)王子安集註	色葉字類抄・新撰字鏡・類聚名義抄・字鏡集・(慶安刊本)遊仙窟・康熙字典・文選(李善注・薛綜注)・說文通訓定声・說文解字注・文選古字通疏証・漢書(顏師古注)・(慧琳)一切経音義・箋注倭名類聚抄・王子安集註
一二	方言(郭璞注)・(清・錢繹)方言箋疏・広雅疏証・爾雅・(小島祐馬)古代支那研究	方言(郭璞注)・方言箋疏・広雅疏証・爾雅・古代支那研究
一三	毛詩(毛伝)・(清・胡承珙)毛詩後箋・類聚名義抄	毛詩(毛伝)・毛詩後箋・類聚名義抄
一四	文選(薛綜注)・(清・杜宗玉)文選通假字会	文選(薛綜注)・文選通假字会
一五	文選(李善注)・周礼(鄭玄注・賈公彦疏)・儀礼(鄭玄注)・(清・胡培翬)儀礼正義	文選(李善注)・周礼(鄭玄注・賈公彦疏)・漢書(顏師古注)・荀子(楊棕注)・儀礼(鄭玄注)・儀礼正義
一六	文選(李善注)・尚書(孔安国伝・呂氏春秋(高誘注)・(唐鈔本)尚書・(清・郭慶藩)說文経字正誼	文選(李善注)・尚書(孔安国伝・呂氏春秋(高誘注)・(唐鈔本)尚書・說文経字正誼
一七	(大槻文彦)大言海・爾雅(郭璞注)・周易(正義)・說文解字	大言海・爾雅(郭璞注)・周易(正義)・說文解字
一八	孟子(趙岐注)・孟子正義・(信瑞)浄土三部経音義・後漢書・宋書・道澄寺鐘銘	孟子(趙岐注)・孟子正義・浄土三部経音義・後漢書・北魏書・妙法蓮華経・道澄寺鐘銘
一九	辞源(王国維)觀堂集林別集後編(桂馥)晚学集(加藤繁)唐宋時代の倉庫に就いて(其一、邸宅)	辞源・觀堂集林別集後編・晚学集・唐宋時代の倉庫に就いて(其一、邸宅)
二〇	(狩谷掖斎)日本靈異記攷証・(清・顧炎武)日知録	(日本靈異記攷証)・日知録
二一	広雅疏証・初学記・日本古語大辞典訓詁篇(橋本進吉)上代の文献に存する特殊の仮名遣と当時の語法	広雅疏証・初学記・日本古語大辞典訓詁篇・上代の文献に存する特殊の仮名遣と当時の語法
二二		

<p>二三 荀子（楊棕注）・讀書雜誌・（清・王引之）經義述聞・高僧伝・康熙字典・文選（李善注）</p>	<p>荀子（楊棕注）・讀書雜誌・經義述聞・漢書・高僧伝・康熙字典・文選（李善注）</p>
<p>二四 万葉集・（鹿持雅澄）万葉集古義・（山田孝雄）万葉集講義・弘明集・性靈集・春秋左氏伝（正義）・助字弁略</p>	<p>万葉集・万葉集古義・万葉集講義・弘明集・（小島憲之）上代日本文学と中国文学（中巻）・大乘玄論・三論遊意義・（敦煌本）秋胡變文・後漢書・晋書・北魏書・過去現在因果経・首楞嚴経・（元禄十五年刊本）大乘法苑義林章・性靈集・莊子（成玄英疏）・（清・王引之）經伝釈詞・妙法蓮華経・（窺基）法華経為為章・春秋左氏伝（正義）・（河北景楨）助字鶴・（蒋礼鴻）敦煌變文字義通釈</p>
<p>二五 （内藤湖南）古写本日本書紀につきて・抱朴子・文選・梁書・江淹集・芸文類聚・周書・文苑英華・顔氏家訓・北齊書・（拓本）大唐三藏聖教序・王勃集・統高僧伝・大乘起信論・遊仙窟・仙窟・万葉集・性靈集・文鏡秘府論・文徳天皇実録・大戴礼・春秋繁露・史記・申鑑・漢書・文選・魏志・（山田孝雄）漢文の訓読によりて伝へられる語法・法言（李軌注）・経伝釈詞・蒼頡篇・（宋・衛湜）礼記集説・説文通訓定声・唐詩（駱賓王・李白・高適・元稹・韓愈）・旧唐書・円覚経略疏之鈔・龍筋鳳髓判・助字弁略（清・沈涛）・交翠軒筆記・（宋・胡仔）茗溪漁隱叢話・（宋・慧洪）林間録（明・李昌祺）剪刀余話・（平安期写）南海帰寄内法伝（江戸期刊本）文鏡秘府論（松浦黙）齊東俗談（岸本由豆流）万葉集攷証（木村正辞）万葉集訓義弁証（鈴木煥卿）撈海一得</p>	<p>古写本日本書紀につきて・抱朴子・文選・梁書・江淹集・芸文類聚・周書・文苑英華・顔氏家訓・北齊書（拓本）大唐三藏聖教序・王勃集・統高僧伝・大乘起信論・遊仙窟・万葉集・性靈集・文鏡秘府論・文徳天皇実録・大戴礼・春秋繁露・史記・申鑑・漢書・文選・魏志・漢文の訓読によりて伝へられる語法・法言（李軌注）・内経素問（王冰注）・経伝釈詞・蒼頡篇・礼記集説・説文通訓定声・唐詩（駱賓王・李白・高適・元稹・韓愈）・旧唐書・円覚経略疏之鈔・龍筋鳳髓判・助字弁略・交翠軒筆記・茗溪漁隱叢話・林間録・剪刀余話・（平安期写）南海帰寄内法伝（江戸期刊本）文鏡秘府論・齊東俗談・万葉集攷証・万葉集訓義弁証・撈海一得</p>

二六	古写本日本書紀につきて・潜夫論・清・陳喬樞）魯詩遺說考・（清・王先謙）詩三家義集疏・（清・阮元）三家詩補遺・（宋・戴侗）六書故・經義述聞	古写本日本書紀につきて・潜夫論・清・陳喬樞）魯詩遺說考・（清・王先謙）詩三家義集疏・（清・阮元）三家詩補遺・經 典釈文・（宋・戴侗）六書故・經義述聞
二七	礼記（正義）・（湯淺廉孫）連文の利用を待つて始めて其義の分明する漢字と邦訓和語との一例・色葉字類抄・（湯淺廉孫）初学漢文解釈ニ於ケル連文ノ利用	篆隸万象名義・色葉字類抄・周礼（鄭玄注・賈公彦疏）・礼記（正義）・初学漢文解釈ニ於ケル連文ノ利用
二八	太平御覧・文心雕龍・（清・陳寿祺）尚書大伝輯校・（皮錫瑞）尚書大伝疏証・（清・盧文弨）鍾山札記	太平御覧・文心雕龍・尚書大伝輯校・尚書大伝疏証・鍾山 札記
二九	大祓・説文通訓定声・広韻・清・嚴可均）説文声類・（清・胡紹瑛）文選箋証・古今韻会舉要・広雅疏証	大祓・説文通訓定声・広韻・説文声類・文選箋証・古今韻 会舉要・広雅疏証

ここでは、第八条、「登」字を「スナハチ」と訓むことについての検証において、『宋書』（武帝紀）の引用に続いて神田が初版になかった以下の文言を入れ、言語資料としての漢訳仏典の重要性をことさらに強調することに注目したい。

こは清の趙翼の陔余叢考卷四十三・登時の条、並びに我が僧大典の文語解卷三に已に指摘せる所なるが、余は近時に至りて仏書を読みゆく中、多くの用例を検出したれば、左に掲ぐべし。（改訂版三一頁）

「近時に至りて仏書を読み」進めた結果として、漢訳仏典は「貴重なる資料と謂ふべし」と神田は位置づけ、「余はこれにつきて、従来の訓詁学者が釈典を殆ど顧みざりしを私に惜まざる能はざるなり」（改訂版三二頁）と痛烈に批判するのである。

その一方で、表二で明らかのように、漢訳仏典の利用はごく一部に偏っているのが実情であり、前掲第八条のほかに第二四条（「為当」）と第二五条（「乍」）に集中していることをどうとらえるべきか。実は、第八・二四・二五条はいずれも神田が「俗語」的用法だと認定していることが共通するのである。

まず、第八条では「登」字を「スナハチ」（即ち）の意で用いるのは「按ずるに、是れ後漢の頃より世に行はれし一種の俗語なり」（初版三三頁、改訂版二九頁）と説く。第二四条は、仮定あるいは選択の表現である「為当」（「為当：為当：」また「為：為：」）について、山田孝雄『万葉集講義』の説を追認するかたちで「六朝時代より行はれし一種の俗語」（初版七一頁。初版は「六朝より唐代に互りて行はれし俗語」。改訂版六二頁）とする。そして、改訂版ではそのような「為当」（「為」）の用法を「余はまた釈典の中より二三の例を得たり」（改訂版六三頁）として、第八条と同様に『大乘玄論』『三論遊意義』『過去現在因果経』『首楞嚴経』『大乘法苑義林章』といった漢訳仏典から補うのである。最後に、第二五条は、古訓に「マタ」「アルキハ」とある「乍」（「乍：乍：」また「乍可」）の語法について、やはり漢訳仏典を含む典籍のなかに見られるものは「元来日常の会話等に用ゐられし俗語なるが如く」（初版八三頁。改訂版七七頁）という。

『日本書紀』に見られる俗語的用法と古訓との対応関係を検討するにあたって神田が主に漢訳仏典を参照したのは偶然ではない。それは恰も中国語学・中国文学の分野において、口語的表現を用いた文献資料として漢訳仏典に目を向けるべきことを積極的に主張し始めた時期と重なる。たとえば、太田辰夫が名著『中国語歴史文法』のあとがきで、唐以前の口語資料について「訳経をもっと大量に使用すべきである」と唱導したのは一九五八年であった。同年には吉川幸次郎が（魏・康僧鏡訳）『無量寿経』について、「文体はだいたい文語的であるが、語彙には普通の文語には使われないところの口語的なものをも、大胆に取り入れる」^(二六)スタイルの一つだとし、そこに見られる俗語表

現のいくつかに言及している。唐以前の漢訳仏典の特殊な語法研究として本格的な最初期のものとして西谷登七郎「六朝訳経語法(一七)の一端」が公刊されたのも、奇しくも、一九五八年である。このような時代背景と神田も無縁ではなかったと考えるべきであろう。

その結果として、経書などの古典や駢儷体の美文にはまず見られない俗語表現についても「書紀の古訓が…漢土訓誥学上より見るも極めて正確」(前述、改訂版五頁)ということ¹⁾を再認識した神田は、初版の「後語」において、

以上、余の討究せし古訓凡て二十九条を通じて窺ひ得る所は、

- 一、古訓の漢土訓誥学上より見て極めて正確なること
 - 一、古訓の一件疑はしきものも必ず何等かの典拠に本づくものなること
 - 一、古訓には今日古典の正統的注釈書と認めらるるものに必ずしも依拠せざるもの多きこと
- の三点なり。(初版一〇一頁)

と述べていたものを、改訂版において、

以上、余の討究せし古訓凡て二十九条を通じて窺ひ得る所は、

- 一、古訓の漢土訓誥学上より見て極めて正確なること
- 一、古訓の一件疑はしきものも、必ず何等かの典拠に本づくものなること
- 一、古訓には今日古典の正統的注釈書と認めらるるものに、必ずしも依拠せざるもの多きこと

一、六朝時代より隋唐の世に互りて、彼土に行はれしと思はるる俗語の極めて正確に訳されることの四点なり。(改訂版九三頁)

と、さらに一点を加えるに至るのである。

四 おわりに

以上、『日本書紀古訓攷証』初版と改訂版の比較を通じて、その真価がどこにあるのかを改めて確認した。端的にいえば、古訓の正確な理解のためには他の古写本の傍訓との比較が必要であること、また、俗語的表現に関して古訓の理解が有効であるかどうかを検証するためには漢訳仏典を参照すべきである、ということを確認にした点が重要であるとまとめることができよう。

当然のことながら、古訓も無謬ではない。たとえば、神武即位前紀戊午年十二月条、長髓彦との戦いで兄の五瀬命を失った神武は「至_二此役_一也、意_二欲窮誅_一」(このたびの戦いに至り、敵を皆殺しにしたいと思った)というのだが、古訓は「意」字に「ミコ、ロニ」、「窮誅」に「コロサムト」とあり、「御心に殺さむと欲(おも)ひ」と訓読する指示である。しかし、これはすでに松尾良樹が指摘しているように、「意欲」二字で「欲する」を意味する熟語であり、漢訳仏典に頻出する口語表現なのである。^(二六)

『日本書紀』本文と古訓との対応関係を常に慎重に検証しながら、『日本書紀古訓攷証』の欠を補っていくことが求められているといえよう。^(二七)

- (一) 本論では、初版の引用は一九四九年一月二十日発行架蔵本、改訂版の引用は一九七四年七月二〇日発行架蔵本により、括弧内に頁を示す。原文の旧字体は原則として新字体に改めた。したがって、書名『日本書紀古訓攷證』も『日本書紀古訓攷証』としたことを諒とされたい。
- (二) 新訂増補国史大系『日本書紀私記』に乙本・丙本として影印が収められる。
- (三) 表においては改訂版において異なる部分に傍線を付した。以下同じ。
- (四) 『日本書紀』巻二二(推古紀)の図書寮本は秘籍大観の影印本(一九二六年)を利用した可能性があるが、岩崎本は直接閲覧する機会があったのであろう。神田は内藤湖南「飛鳥朝のシナ文化輸入について」および「古写本日本書紀につきて」(『日本文化史研究』)等の影響を受けて、飛鳥時代における漢籍受容のありようを検証するために(参照、「飛鳥奈良時代の中国学」『神田喜一郎全集第八巻』)憲法十七条を収録する推古紀に夙に関心を寄せていたと考えられる。
- (五) 傍線は私に付した。
- (六) 『日本書紀』の引用は寛文版本により、私に句読点および返り点を付した。以下同じ。なお、日本古典文学大系(岩波文庫)・井上光貞監訳『日本書紀』など、一部の標準的な注釈書では「天皇之坐」「天皇之位」ではなく、「天子之坐」「天子之位」の本文を採用するものがある。
- (七) 参照、吉沢義則「京都に於ける書紀編纂千二百年記念陳列の日本書紀古鈔本に就きて」(『国語国文の研究』岩波書店、一九二七年。初出一九一九年)。
- (八) 奈良時代より後代成立の『旧唐書』を挙げるなど、ごく一部例外がある。
- (九) 項目内で同一文献が複数回引用されている場合でも、引用回数は明示しない。『日本書紀』および『日本書紀通証』『書紀集解』等の日本書紀注釈書類は省略した。宋代以降の中国人著作家には王朝名を冠したが、清末〜民国期の人物は名を挙げるにとどめた。なお、書名は四部分類等の図書分類法に従って列挙すべきであったが、国書や近代の著作も多数含まれており、もとより統一は図れないため、便宜的に言及された順に並べている。
- (一〇) 七例中一例、改訂版では『国語』の別の用例と入れ替えている。
- (一一) 二例中一例は改訂版において出典を『陳書』に訂正。
- (一二) 三例中二例は改訂版において出典を『金石萃編』に訂正、一例は『文苑英華』に訂正。
- (一三) 改訂版では一例増補している。

- (二四) 改訂版では出典を『南齊書』に訂正。
- (二五) 五例中三例は改訂版において出典を『文苑英華』に訂正、一例は『唐大詔令集』に訂正、一例は『統高僧伝』に訂正。
- (二六) 改訂版では出典を『金石萃編』に訂正。
- (二七) ただし、神田は「ここには必ずしも之を引く要なかるべし」(二六頁)として、内容の詳細は明らかにしていない。
- (二八) 改訂版では出典を『出三藏記集』所引の『四十二章経』とする。
- (二九) 改訂版では一例増補している。
- (三〇) 改訂版では一例増補している。
- (三一) 改訂版ではこの『助字弁略』への言及が削除される。
- (三二) 改訂版では一例増補している。
- (三三) 改訂版では一例増補している。
- (三四) 初版では当該論文より四例を引き、後述『初学漢文解釈ニ於ケル連文ノ利用』より二例を引くが、改訂版ではそれら六例を『初学漢文解釈ニ於ケル連文ノ利用』より引く。
- (三五) 太田辰夫『中国語歴史文法』(江南書院、一九五八年)四一二頁。
- (三六) 吉川幸次郎『仏説無量寿経の文章』(吉川幸次郎全集第七卷)筑摩書房、一九六八年。初出一九五八年)五一四頁。
- (三七) 西谷登七郎『六朝訳経語法の一端』(広島大学文学部紀要)一四号、一九五八年九月。
- (三八) 参照、松尾良樹『日本書紀』と唐代口語(『和漢比較文学』三号、一九八七年)。
- (三九) 現在刊行中の神野志隆光・金沢英之・福田武史・三上喜孝校注『新釈全訳 日本書紀』(講談社)はその目的を果たすべく、全巻を通しての古訓の全面的な検証をおこなっている。